

第110期 定時株主総会招集ご通知

日 時 | 平成28年6月17日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 | 静岡市清水区草薙北2番1号
静岡銀行研修センター 2階大会議室



静岡銀行

○目 次
第110期定時株主総会招集ご通知…………… 1

添付書類

第110期事業報告

1. 当行の現況に関する事項……………	3
2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項…	13
3. 社外役員に関する事項……………	15
4. 当行の株式に関する事項……………	17
5. 会計監査人に関する事項……………	18
6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針……………	19
7. 業務の適正を確保する体制……………	20
8. 特定完全子会社に関する事項……………	26
9. 親会社等との間の取引に関する事項……………	26
10. 会計参与に関する事項……………	26
11. その他……………	26

計算書類

貸借対照表……………	27
損益計算書……………	28

連結計算書類

連結貸借対照表……………	29
連結損益計算書……………	30

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本……………	31
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本…	32
監査役会の監査報告書 謄本……………	33

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件……………	34
第2号議案 取締役10名選任の件……………	35
第3号議案 監査役1名選任の件……………	46

インターネット等による議決権行使のご案内…………… 47

株 主 各 位

静岡市葵区呉服町1丁目10番地

株式会社 静岡銀行

取締役頭取 中西勝則

第110期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第110期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月17日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 静岡市清水区草薙北2番1号
静岡銀行研修センター 2階大会議室

3. 目的事項

報告事項 (1) 第110期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件

(2) 第110期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

議決権行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



株主総会開催日時 平成28年6月17日（金）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面をご提出いただく必要がありますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

郵送



行使期限 平成28年6月16日（木）到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

インターネット



行使期限 平成28年6月16日（木）午後5時まで

当行指定の議決権行使サイト

▶ <http://www.e-sokai.jp>にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は47ページから48ページをご覧ください。

●重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

●議決権の不統一行使

議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、書面をもってその旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

●インターネット開示事項について

(1) 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.shizuokabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

(2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.shizuokabank.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

以上

第110期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

イ 銀行の主要な事業内容

当行は、連結子会社12社を擁する地域総合金融グループの中核企業として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務に加え、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの業務を通じて、地域社会の発展に貢献する幅広い金融商品と利便性の高いサービスの提供に努めております。

ロ 金融経済環境

平成27年度の国内経済は、年度前半は好調な企業業績を背景に設備投資が上向くなど緩やかな回復基調を辿りましたが、年度後半に入ると原油価格の下落や中国経済の減速、世界的な金融市場の混乱などを受け、景気の先行きに対する慎重な見方が広がり、緩慢な足取りとなりました。

こうした経済情勢を背景に、年度初めに20,000円台であった日経平均株価は、年度末には17,000円台を割り込み、5年ぶりに前年度末の終値を下回りました。

金融面では、今年に入り日本銀行が史上初となるマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入に踏み切ったことにより、市場金利の一層の低下が進みました。

静岡県経済につきましても、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が持ち直しの傾向にあるなど、総じて景気は順調に推移しましたが、国内経済と同様、回復は勢いを欠いたものとなりました。

ハ 事業の経過および成果

(経営戦略)

当行は、基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます。」のもと、銀行に求められる社会的責任と公共的使命を着実に果たすべく、地域の経済・産業はもちろん、社会・文化の発展に寄与する総合金融サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

当年度は、平成26年度から28年度までの3年間を計画期間とする第12次中期経営計画「TOBIRA～明日への扉を開くために」の2年目として、ビジョンである「新しい可能性に挑戦する『しずぎん』」の実現に向け、次の4つの基本戦略をグループが一丸となって推進してまいりました。

「TOBIRA～明日への扉を開くために」の基本戦略

- ①地域密着型金融のさらなる深化
- ②新たな事業領域・収益機会への挑戦
- ③柔軟かつ強固な経営基盤の構築
- ④「しずぎんブランド」の一層の価値向上

平成27年6月には、**地方創生部**を新設し、各地方公共団体の地方版総合戦略の策定・推進の支援や地域活性化に結びつく産業の育成・発展に寄与すべく、当年度末で静岡県下29の市町と連携協定等を締結するなど、積極的に取り組んでおります。

また、地域企業の販路拡大などを支援するビジネスマッチングの機会を継続的に提供するとともに、若手経営者や後継者を対象とした次世代経営者塾「Shizuginship（しずぎんシップ）」を運営し、地域経済の将来を担う人材育成の支援にも取り組みました。

このほか、新たな事業領域・収益機会への挑戦の一環として、平成27年8月には**株式会社マネーフォワード**、同年10月には**コモンズ投信株式会社**と資本業務提携を締結するなど、金融サービスの一層の品質向上を図りました。

また、平成28年3月に、新たな本部棟「しずぎん本部タワー」の外構工事などが完了しブランドオープンしました。

(商品・サービス)

法人部門では、お取引先企業それぞれの事業内容や成長可能性などを適切に評価する**事業性評価**や、各種補助金等の申請支援など、当行グループの情報や総合金融機能を最大限に活用してお取引先企業の経営を支援しております。

あわせて医療・介護、環境、農業などの成長分野や事業承継、海外進出についても支援しております。具体的には、海外の営業拠点や連携金融機関も含めた国内外の充実したネットワークを活用して、各種セミナー・商談会の開催などに積極的に取り組み、地域経済の活性化やお取引先企業の経営や課題解決の支援に努め、リレーションの強化を図っております。

個人部門では、住宅ローンに付保する団体信用生命保険の保障内容について、全てのガンに対象を拡げたほか、ガン先進医療保障も加え、一層内容を充実させた商品の取り扱いを開始しました。加えて、首都圏を中心として、賃貸用不動産の取得による資産形成を希望されるお客さまの資金ニーズにも対応しております。

また、スマートフォンの普及によるお客さまのライフスタイルの変化に対応し、**個人向けカードローン「セレカ」**については、お申込み手続きをインターネット上で完結させることで、営業エリアを全国へ拡大し、より多くのお客さまの資金ニーズに迅速に対応する体制を整えました。

さらに、お客さまのニーズの多様化に応じて、保障性保険や相続関連商品を充実させたほか、**NISA（少額投資非課税制度）**に加えて、ジュニアNISAの受付を平成28年1月より開始し、4月にはジュニアNISAを活用した投資信託の販売を開始しました。

投資信託や保障性保険などの各種商品につきましては、お客さまのライフプランに適合する商品のご提案をはじめ、ご契約いただいたお客さまへの情報提供を含むアフターサービス

の充実に努めております。

(店舗網の多様化と効率化)

当年度は、静岡県賀茂郡の松崎支店田子出張所を廃止しました。この結果、当年度末の当行店舗数は、国内175本支店・24出張所、海外3支店・2駐在員事務所・1現地法人となりました。

当年度末のATMネットワークは、当行のATMおよび手数料無料化提携ATMの合計で、**31,430台（うち静岡県内3,996台）**となりました。また、当行のすべてのATMは、受話器による音声ガイダンス機能を備え、目の不自由な方にもご利用いただける仕様としております。

証券子会社である静銀ティーエム証券株式会社の店舗につきましては、当行との共同店舗を基本的な考え方としており、静岡県内15店舗、神奈川県内2店舗の計17店舗となっております。

(格付)

当行は、健全な資産内容や高い自己資本比率などにより、国内外の3つの格付機関から、国内金融機関で最高水準の格付を取得しております。

<長期格付>

(平成28年3月31日現在)

ムーディーズ	スタンダード&プアーズ	格付投資情報センター
A1	A+	AA

(地域貢献活動)

当行は、革新的・創造的な事業に取り組み、地域経済の発展に寄与する起業家の育成を目的として、第4回目となる「**しずぎん起業家大賞**」を開催しました。今後は、入賞者ならびにその他の応募者の育成支援に継続的に取り組んでまいります。

また、静岡県とアジア各国との橋渡しを担う人材の育成を目的とした「**アジア留学生奨学金制度**」の第5期奨学生10名を選定しました。

さらに、「公益信託しずぎんふるさと環境保全基金」により、静岡県内の環境保全活動団体など24先に対して300万円の助成金を支給しました。このほか、県内ボランティア団体や障がい者福祉施設への助成など、8つの公益信託を受託しております。

環境面に関しては、環境マネジメントシステム「ISO14001」の運用や、クールビズ・ウォームビズへの対応、本部・営業店におけるLED照明への切り替えなど節電への取り組みを通じて、引き続き環境負荷の低減に取り組んでおります。

二 主要勘定の動き

(貸出金)

地域とともに成長する総合金融グループとしての責任を果たすべく、地域のお客さまに対する安定的な資金供給に取り組んでまいりました。当年度末の貸出金残高は、中小企業向け貸出金の増加や住宅ローンを中心とする個人向けの貸出金の増加などにより、前年度末に比べ2,705億円増加し、**7兆6,636億円**となりました。

(預金等)

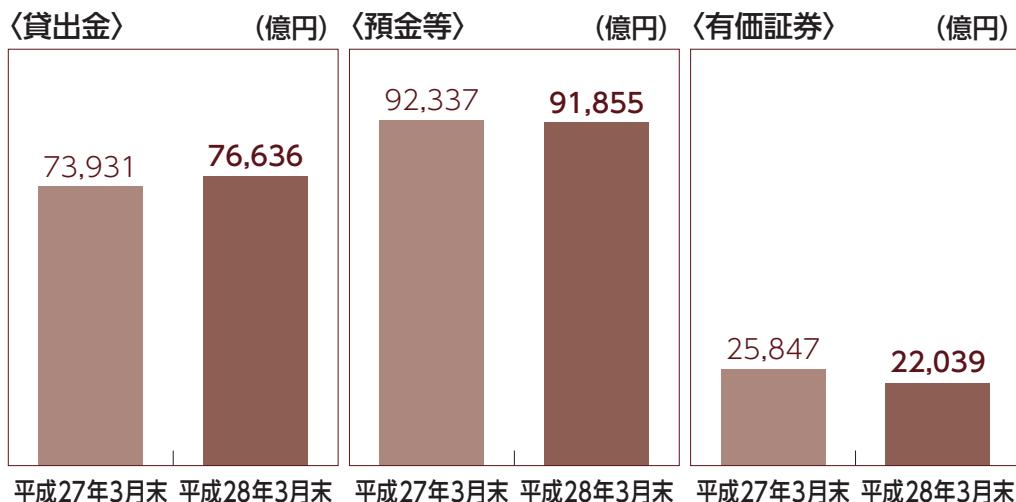
当年度末の預金等（譲渡性預金を含む）残高は、運用面とのバランスを考慮して譲渡性預金を3,354億円減少させたことを主因に、前年度末に比べ481億円減少し、**9兆1,855億円**となりました。

預金等を含めた個人のお客さまからの預り資産残高は、個人年金保険の時価評価額減少もあり、前年度末に比べ461億円減少し、7兆40億円となりました。

(有価証券)

有価証券につきましては、健全かつ安定的なポートフォリオの構築を図りつつ、相場動向に応じた適切な運用に努めてまいりました。

当年度末の有価証券残高は、国債の減少を主因に、前年度末に比べ3,807億円減少し、**2兆2,039億円**となりました。

**ホ 損益の状況**

経常収益は、国債等債券売却益および資金運用収益の増加などにより、前年度に比べ115億43百万円増加し、**1,869億52百万円**となりました。また、経常費用は、国債等債券売却損の増加を中心に、前年度に比べ125億64百万円増加し、**1,208億78百万円**となりました。

この結果、経常利益は前年度に比べ10億21百万円減少し**660億73百万円**となりましたが、当期純利益は特別損益の改善および法人税等合計の減少により、前年度に比べ14億4百万円増加し**439億82百万円**となりました。

当行グループの連結経常収益は、国債等債券売却益および役務取引等収益の増加などにより、前年度に比べ120億28百万円増加し、**2,236億13百万円**となりました。また、連結経常費用は、国債等債券売却損の増加を中心に、前年度に比べ143億88百万円増加し、**1,508億43百万円**となりました。

この結果、連結経常利益は前年度に比べ23億60百万円減少し**727億69百万円**、また、親

会社株主に帰属する当期純利益は前年度に比べ20億33百万円減少し**479億9百万円**となりました。

ハ 対処すべき課題

平成28年度のわが国の経済を展望しますと、内需を中心とした緩やかな回復基調を維持することが期待されますが、アジア新興国経済の減速が景気の下押し要因となっており、先行きに対する不透明感が払拭されない状況が見込まれます。また、未曾有の金融緩和政策の影響により、市場金利は低水準で推移することが見込まれており、資金運用面では厳しい環境が続くものと予想されます。

このような環境下、当行グループでは、経営を取り巻く各種のリスクに適切に対処するとともに、地域企業への安定的な資金供給や経営改善支援による地域経済の安定と、成長分野への支援や新たな産業の創出による地域経済の活性化が重要であるとの認識のもと、引き続き地域密着型金融に基づく成長戦略を推進してまいります。

また、業務遂行にあたっては、法令および企業倫理の遵守を徹底し、引き続き基本に徹した経営を行うとともに、コンプライアンスに対する当行グループ全役職員の意識啓発に努めてまいります。

平成28年度は、第12次中期経営計画「TOBIRA～明日への扉を開くために」の最終年度となります。当行グループでは、ビジョンとして掲げる「新しい可能性に挑戦する『しずぎん』」のもと、株主の皆さまをはじめ、お客さま、地域社会、従業員などすべてのステークホルダーのご期待におこたえするべく、新たな事業領域・収益機会へ挑戦し、より強固な経営基盤の構築を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましても、今後とも格別のご支援を賜りますよう、宜しく願い申しあげます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	79,324	82,342	87,151	90,023
定期性預金	33,681	34,176	35,602	34,265
その他	45,642	48,165	51,548	55,757
社 債	200	200	100	—
新株予約権付社債	—	514	600	563
貸 出 金	69,939	72,407	73,931	76,636
個人向け	23,538	24,916	26,274	27,827
中小企業向け	28,582	28,309	27,988	29,978
その他	17,819	19,180	19,667	18,830
特定取引資産 (トレーディング資産)	309	293	397	335
特定取引負債 (トレーディング負債)	177	178	258	232
有 価 証 券	25,359	23,390	25,847	22,039
国 債	13,158	11,213	9,348	6,133
地 方 債	426	569	480	187
その他	11,774	11,607	16,018	15,718
総 資 産	102,501	106,166	111,692	110,849
内 国 為 替 取 扱 高	563,444	598,985	582,154	582,924
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 13,527	百万ドル 13,716	百万ドル 12,253	百万ドル 12,842
経 常 利 益	百万円 65,192	百万円 67,227	百万円 67,095	百万円 66,073
当 期 純 利 益	百万円 40,894	百万円 42,762	百万円 42,577	百万円 43,982
1株当たり当期純利益	円 銭 62 79	円 銭 67 83	円 銭 68 46	円 銭 71 42
信 託 財 産	3	3	4	5
信 託 報 酬	百万円 1	百万円 1	百万円 1	百万円 1

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益	2,031	2,208	2,115	2,236
経 常 利 益	713	746	751	727
親会社株主に帰属する当期純利益	569	467	499	479
純 資 産 額	8,107	8,167	9,292	9,223
総 資 産	103,147	106,979	112,334	111,172

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,942人	2,992人
平 均 年 齢	39年7月	39年6月
平 均 勤 続 年 数	17年3月	17年6月
平 均 給 与 月 額	471千円	463千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
静 岡 県	172	(20)	173	(21)
東 京 都	3	(ー)	3	(ー)
神 奈 川 県	19	(3)	19	(3)
愛 知 県	4	(1)	4	(1)
大 阪 府	1	(ー)	1	(ー)
国 内 計	199	(24)	200	(25)
米 州	2	(ー)	2	(ー)
ア ジ ア	1	(ー)	1	(ー)
海 外 計	3	(ー)	3	(ー)
合 計	202	(24)	203	(25)

- (注) 上記のほか、海外駐在員事務所および店舗外現金自動設備の設置状況はそれぞれ次のとおりであります。

	当 年 度 末	前 年 度 末
海 外 駐 在 員 事 務 所	2か所	2か所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	45,546か所	43,459か所

□ 当年度新設営業所

該当事項はありません。

- (注) 上記のほか、当年度において株式会社セブン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を2,004か所設置・631か所廃止、株式会社イーネットとの共同設置店舗外現金自動設備を996か所設置・667か所廃止、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの共同設置店舗外現金自動設備を929か所設置・543か所廃止、当行単独の店舗外現金自動設備を4か所設置・5か所廃止しました。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	13,228
---------	--------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	8,924
リース資産	1,126
しずぎん本部タワー（二期工事）	588

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
静銀経営コンサルティング株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	経営コンサルティング業務、代金回収業務	昭和37年5月2日	百万円 440	% 100.00
静銀リース株式会社	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目1番地の2	リース業務	昭和49年3月15日	250	100.00
静岡コンピューターサービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北1番10号	コンピューター関連業務、計算受託業務	昭和49年4月1日	54	100.00
静銀信用保証株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	信用保証業務	昭和53年11月1日	50	100.00
静銀デイトカード株式会社	静岡県静岡市清水区草薙1丁目13番10号	クレジットカード業務、信用保証業務	昭和58年4月1日	50	100.00
静岡キャピタル株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	株式公開支援業務、中小企業再生支援業務	昭和59年8月1日	100	10.00
静銀ティール証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町1番13号	金融商品取引業務	平成12年12月22日	3,000	100.00
静銀総合サービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	人事・総務・財務関連業務、有料職業紹介業務	昭和60年7月1日	30	100.00
静銀モーゲージサービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	銀行担保不動産の評価・調査業務、貸出に関する集中事務業務	平成2年7月2日	50	100.00
静銀ビジネススクリエイト株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	為替送信・代金取立等の集中処理業務、労働者派遣業務	平成11年6月28日	40	100.00
欧州静岡銀行 [Shizuoka Bank (Europe) S.A.]	Rue Jules Cockx8-10,Bte-9, 1160 Auderghem,Belgium	銀行業務、金融商品取引業務	平成3年2月19日	百万円 3,163 [24,790 千ユーロ]	100.00
Shizuoka Liquidity Reserve Limited	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	金銭債権の取得	平成26年8月12日	百万円 5 [50 千米ドル]	100.00

- (注) 1. 資本金および当行が有する子会社等の議決権比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 静岡コンピューターサービス株式会社は、平成28年4月1日をもって静銀コンピューターサービス株式会社に社名変更しております。
3. 資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
4. 上記12社は連結子会社および子法人等であります。
5. 当年度の連結経常収益は2,236億円、親会社株主に帰属する当期純利益は479億円であります。

(ご参考) 持分法適用関連法人等

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
静銀セゾンカード株式会社	静岡県静岡市駿河区南町11番1号	クレジット・プリペイドカード業務、信用保証業務	平成18年10月30日	百万円 50	% 50.00
マネックスグループ株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4番地1	金融商品取引業務等を営む会社の株式の保有	平成16年8月2日	10,393	25.26
コモンズ投信株式会社	東京都千代田区平河町2丁目4番5号	投資運用業務、投資信託販売業務	平成19年11月6日	680	22.41

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。
7. 株式会社イーネットと提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスと提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職
中西勝則	取締役頭取（代表取締役）	
中村彰宏	取締役専務執行役員（代表取締役） 営業本部長委嘱 首都圏営業本部担当、首都圏カンパニー長 資金証券部、国際営業部、首都圏カンパニー 担当	
一杉逸朗	取締役専務執行役員 業務監督委員会委員長 監査部 担当	
長沢芳裕	取締役常務執行役員 経営統括本部長委嘱 リスク統括部、コンプライアンス部 担当	
杉本浩利	取締役常務執行役員 営業・業務担当営業副本部長委嘱 支店サポート部、法人部、個人部、 東部・中部・西部カンパニー、事務サポート部、 業務部 担当	
柴田久	取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長委嘱 審査部、企業サポート部 担当	
八木 稔	取締役常務執行役員 経営企画・経営管理担当経営統括副本部長委嘱 経営企画部、経営管理部 担当	
後藤正博	取締役 業務監督委員会委員	静銀ビジネスクリエイト株式会社 代表取締役会長 静銀総合サービス株式会社 代表取締役会長
藤沢久美	取締役（社外取締役） 業務監督委員会委員	株式会社ソフィアバンク 代表取締役
加藤壹康	取締役（社外取締役） 業務監督委員会委員	
齊藤宏樹	常勤監査役	
大越 裕	常勤監査役	
石橋三洋	監査役（社外監査役）	
上月和夫	監査役（社外監査役）	株式会社東京海上日動キャリアサービス 代表取締役社長
山下善弘	監査役（社外監査役）	山下善弘法律事務所 所長

(注) 取締役藤沢久美氏、加藤壹康氏および監査役石橋三洋氏、上月和夫氏、山下善弘氏につきましては株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(辞任した会社役員)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
堀田 尚志	常勤監査役		平成27年6月19日辞任

(注) 辞任した会社役員の地位は、辞任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数(人)	報酬等
取締役	12	(182) 428
監査役	7	71
計	19	(182) 499

- (注) 1. 「報酬等」欄における()は、確定金額報酬以外の金額を内書きしております。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬80百万円、株式報酬型ストック・オプション報酬62百万円および株価連動型ポイント制役員退職慰労金報酬39百万円を含めております。なお、平成19年6月26日開催の第101期定時株主総会および平成27年6月19日開催の第109期定時株主総会の決議に基づき、業績連動型報酬の報酬率は当期純利益水準に応じて最大100百万円、株式報酬型ストック・オプションの年間割当額は50百万円以内、株価連動型ポイント制役員退職慰労金の付与ポイント数は年5万ポイント以内(1ポイント=1株相当)としており、各報酬ともに、この範囲内となっております。
3. 確定金額報酬は、平成19年6月26日開催の第101期定時株主総会において取締役は年額300百万円以内、監査役は90百万円以内と決議されております。報酬部分は、この限度額の範囲内となっております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
藤沢 久美	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
加藤 壹康	
石橋 三洋	
上月 和夫	
山下 善弘	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員（取締役）の状況」に記載のとおりであります。

その他、社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行の間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役	藤 沢 久 美	2年9月	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席しております。	主に金融・経済分野における豊富な経験・見識に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
取締役	加 藤 壹 康	9月	就任後に開催された当事業年度の取締役会10回中10回に出席しております。	主に企業経営者としての豊富な経験・見識に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

区分	氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
監査役	石橋三洋	4年9月	当事業年度に開催された取締役会13回中12回、監査役会14回中13回に出席しております。	主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
監査役	上月和夫	9月	就任後に開催された当事業年度の取締役会10回中10回、監査役会10回中10回に出席しております。	主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
監査役	山下善弘	9月	就任後に開催された当事業年度の取締役会10回中10回、監査役会10回中10回に出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

<ご参考>独立役員の指定基準

当行では、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準をもとに、取締役会において「独立役員の指定に関する規程」を定め、定量・定性的な明確化を図っております。

[指定基準の概要]

社外取締役および社外監査役のうち次のいずれにも該当しない者は、独立役員として指定することができる。

- ① 当行を主要な取引先とする者（※1）もしくはその業務執行者または当行の主要な取引先もしくはその業務執行者
 - ② 当行から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、各種コンサルタントその他の専門的サービス提供者（当該財産を得ている者が法人または組合等の団体である場合は当該団体に属する者をいう）
 - ③ 社外取締役または社外監査役への就任前5年間において上記①および②に該当していた者
 - ④ 次に掲げる者（※2）の配偶者または二親等内の親族
 - A 上記①から③までに掲げる者
 - B 当行または当行子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役を含む）
 - C 最近においてBに該当していた者
- ※1 当行を主力取引銀行とする者その他当行との取引実態に照らし親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者
- ※2 部長相当職以上に該当しない者を除く

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数 (人)	銀行からの報酬等
報酬等の合計	6	26

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)に掲げる内容について意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 2,414,596千株
発行済株式の総数 665,129千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 21,207名

(3) 大 株 主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	29,745千株	4.84%
明治安田生命保険相互会社	29,117	4.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	26,413	4.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	23,411	3.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	21,884	3.56
住友生命保険相互会社	13,070	2.12
東京海上日動火災保険株式会社	11,608	1.89
第一生命保険株式会社	11,546	1.88
第一三共株式会社	9,343	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	8,044	1.31

- (注) 1. 上記のほか、当行所有の自己株式51,328千株があります。
2. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 梅津 知充 指定有限責任社員 業務執行社員 大須賀 壮人	75	(会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由) (注)3 (非監査業務の内容) 次世代システム構築プロジェクト に対する第三者機関評価業務

- (注) 1. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は98百万円であります。
2. 当行と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人および行内関係部署からの必要な資料や情報の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて相当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性等も勘案し、再任または不再任の検討を毎年実施します。株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定した場合、監査役会が選定した監査役は、株主総会にてその議案について説明をします。

- 欧州静岡銀行は、Deloitte Bedrijfsrevisorenの監査を受けております。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社法施行規則第118条に定める基本方針は策定しておりませんが、会社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とした当行株式等の大規模買付行為の対象とならないよう、平時から以下を基本とした経営を行っております。

(1) 株主価値の向上

収益の増強や、配当政策などの適切な資本政策を通じ、株主価値の向上を図ります。

(2) コーポレートガバナンスの強化

取締役会をはじめとする経営の機関設計およびその運営状況に意を用い、適切な企業統治が行われる体制を維持・強化します。

(3) 各ステークホルダーとの良好な関係維持

IR活動等を通じて市場での認知度や評価の向上を図るとともに、株主の皆さま、お客さま、従業員等の各ステークホルダーとの適切なコミュニケーションと良好な関係維持に努めます。

7. 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務ならびに当行および当行の子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備について、取締役会において基本方針を決議し、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

(1) 内部統制システムの整備に係る基本的な考え方

イ 当行グループでは、従来より企業倫理の遵守を経営の最重要課題として認識し、コーポレート・ガバナンス体制を確立してきましたが、企業の社会的責任を果たすべく、以下の施策に対して不断の取組みを行い、コーポレート・ガバナンス体制やコンプライアンス（倫理法令遵守）態勢の維持・強化を図ることを通じて、内部統制システムの整備に取り組むとともに、同システムの適切な運用に努めます。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（企業理念、倫理憲章）

イ 企業理念を当行グループにおける全ての活動の指針と位置付け、また、コンプライアンスの基本方針として倫理憲章を定め、当行グループの全役職員がこれを遵守します。

(取締役会および取締役)

ロ 取締役会は、取締役会規程に基づき運営を行い、業務執行を決するとともに、取締役の職務の執行を監督します。取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役としての職務を忠実に遂行します。

ハ 当行では、経営の監督と執行の分離を目的に任意で設置する業務監督委員会が執行部門の監督を行い、コーポレート・ガバナンスの維持・強化を図ります。

ニ 社外取締役の招聘による社外の視点の経営意思決定への反映、監督機能の強化に努めます。

ホ 当行では、業務監督委員会が管轄する内部監査部門を設置し、この内部監査部門の検証により、当行グループにおける内部統制の適切性および有効性を確保します。

(当行の監査役会および監査役)

ヘ 当行は監査役設置会社であり、監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務につき監査します。

(コンプライアンスに対する方針、コンプライアンスに関する運営体制)

- ト 当行グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つに位置付け、すべてのリスク管理の前提とし、コンプライアンス態勢の整備、強化を図ります。また、反社会的勢力等との関係遮断は、コンプライアンスに関する重要事項として取り組みます。
- チ 当行の取締役会は、毎年度、コンプライアンスプログラムを決定します。また、コンプライアンス会議において、コンプライアンスに関する具体的諸施策の統括や重要事項の審議を行い、その内容を取締役に報告します。
- リ 当行は、当行グループにおけるコンプライアンスおよびリスク管理に関する組織、役割、手続等をリスク管理基本規程として定め、同規程に基づいて設置した当行のコンプライアンス統括部署（以下「コンプライアンス統括部署」という。）が当行グループにおけるコンプライアンス態勢の維持・強化を統括します。
- ヌ 当行グループの全役職員が、当行グループ内で発生した違法行為等について所定の方法によりコンプライアンス統括部署、弁護士事務所等へ通報できる内部通報制度を設置し、適切に運用します。

(3) 当行における取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ 取締役の職務の執行に係る情報資産の管理は、法令等の定めによるほか、行内規程類により適正に行います。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(リスク管理に対する方針)

- イ 当行グループはリスク管理体制の強化を経営の最重要課題の一つに位置付け、健全性を維持しつつ収益の安定的向上を図ります。

(リスク管理に関する運営体制)

- ロ 取締役会は、各期の業務計画でリスク管理方針を決定します。また、統合リスク・予算管理会議において、リスクへの対応を決定し、その内容を取締役に報告します。
- ハ リスク管理基本規程に基づいて設置した当行のリスク管理統括部署（以下「リスク管理統括部署」という。）が当行グループにおけるリスク管理体制の維持・強化を統括します。
- ニ 各種リスク発生時の対応や事前対策等を非常事態対策要綱に定めて損害を最小限に止め、事業の継続を図る体制を維持・強化します。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会を定例開催するほか、必要に応じて適宜開催するとともに、当行は取締役会の権限委譲による決定機関として経営執行会議等を設置し、重要な業務執行に関わる事項を審議します。
- ロ 当行グループは、執行役員制度を設け、取締役会の決定に基づく業務執行について各規程に決裁権限と責任の所在を定め、適切かつ有効な内部管理体制の構築と効率的な業務執行を実現します。

- (6) 当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制その他の当行グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ グループ会社の業務運営はグループ会社運営規程等に基づいて行い、当行の常勤監査役がグループ会社の非常勤監査役に就任するとともに、当行の所管部長等が非常勤取締役に就任することにより、当行グループの業務の適正を確保します。
 - ロ 当行では、グループ会社から四半期毎に業務実績の報告を受け、取締役会に報告するほか、当行とグループ会社の代表者で構成し定例開催するグループ代表者経営連絡会において、グループ会社から業務執行状況等の報告を受け、当行グループの経営課題の問題解決を図ります。
 - ハ グループ会社統括部署がグループ会社の業務運営等に関する企画・調整を行います。また、当行におけるグループ会社各社の所管部署および横断的統括管理を必要とするグループ会社業務の担当部署をグループ会社運営規程等に定め、グループ会社から必要な報告を求めること等により、当該業務の適正かつ効率的な運営を確保します。
 - ニ 当行グループは、銀行法で定めるアームズ・レングス・ルールを遵守し、当行とグループ会社との利益相反行為を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止します。また、グループ会社は、当行の取締役会が定めるリスク管理基本規程を踏まえ、各社の規模や業態等に応じて取締役会で自社のリスク管理基本規程等・コンプライアンスプログラムを定め、適切なコンプライアンス態勢およびリスク管理体制を構築します。
 - ホ グループ会社各社に規模や業態等に応じてコンプライアンス、リスク管理および内部監査等の担当者を必要に応じ配置します。
 - ヘ 当行の内部監査部門は、内部監査規程に基づきグループ会社に対して業務運営状況に関する監査等を実施します。内部監査で指摘した重要な事項については遅滞なく当行の代表取締役および取締役会ならびに監査役に報告するとともに、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制を整備します。また、当行の監査役およびグループ会社の監査役の監査職務の遂行により、内部統制システムの適切な整備が図られるよう、当行グループ全体の監査環境の整備に努めます。
 - ト 当行は、財務報告に係る内部統制規程に基づき財務報告に係る内部統制の方針および計画を定め、その適切な運用により当行グループにおける財務報告の信頼性を確保します。
- (7) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項および当行の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 監査役を補助するための機関として監査役室を設置し、業務を行うために必要な担当者を配置します。また、業務分掌規程で監査役室を業務執行から独立した組織として定め、当該担当者が専ら監査役からの指示命令に従う体制とすることにより、取締役会、業務執行部門、内部監査部門からの独立性を確保します。

(8) 当行の取締役および使用人が当行の監査役に報告をするための体制、当行の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制その他の当行の監査役への報告に関する体制、ならびに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ 当行の取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合は速やかに報告するほか、必要に応じて監査役に報告を行い、銀行経営に重要な影響を及ぼす情報については遅滞なく報告します。

ロ グループ会社の取締役および使用人は、当行の監査役から業務執行に関する報告を求められた場合は速やかに報告するほか、当行のグループ会社統括部署・所管部署等を通じ、当行の監査役に対して、必要に応じて報告を行い、自社の経営に重要な影響を及ぼす情報については遅滞なく報告します。

ハ 当行の監査役は、取締役その他の者から報告を受けた場合は、これを監査役会に報告します。

(9) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

イ 監査役から会社法第388条に基づく費用の前払等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用または債務が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

ロ 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、半期毎の予算編成において、監査役室からの申請に応じて監査役職務の執行に必要な予算を確保します。

(10) その他当行の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、監査役監査が適正かつ円滑、効果的に行われるような監査環境を整備します。

ロ 監査体制の中立性および独立性を確保するため、社外監査役の意見を尊重し、監査機能の一層の強化に努めます。

ハ 監査役および監査役会は、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部署およびリスク管理統括部署等と定例的な情報交換の場を設けることにより、監査役監査の実効性を確保します。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当行では、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定例的に点検を行い、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度（第110期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) コンプライアンス態勢

(取締役会および取締役)

イ 取締役会は、取締役会規程に基づき適切に運営し、定例取締役会（11回）および臨時取締役会（2回）を開催しました。

ロ また、社外取締役2名も委員に含まれている業務監督委員会（4回）およびアドバイザーボード（3回）も開催しました。加えて、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役および社外監査役のみによる自由な意見交換の場として独立役員意見交換会（3回）を新設しました。

(コンプライアンスに対する方針、コンプライアンスに関する運営体制)

ハ 取締役会は、年度毎にコンプライアンスプログラムを決定するとともに、その進捗状況および達成状況の報告を四半期毎に受けました。

ニ コンプライアンス会議は、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引の遮断などについて審議を行い、月次で取締役に報告しました。

ホ コンプライアンス統括部署であるコンプライアンス部は、コンプライアンス関連情報の一元管理を通じたモニタリングにより、違反の未然防止と体制の維持・強化に取り組んでおります。同部にはコンプライアンスオフィサーと金融商品取引担当を配置し、営業店立入調査などを通じて、営業店に対する指導・モニタリングを実施しております。

ヘ 倫理憲章の実践にあたってコンプライアンスをより身近なものとして意識して日々の業務に取り組むため、「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、当行グループの役職員が随時目を通せるように携帯型のコンプライアンス・ポリシーカードを配付しております。

ト コンプライアンス部は、当行グループの内部通報制度であるオピニオンボックスの利用・対応状況を、半期毎にとりまとめコンプライアンス会議に報告しております。

(2) リスク管理体制

イ 取締役会は、半期毎のグループ業務計画にてリスク管理方針を決定するとともに、リスクの発生状況およびリスク管理の状況の報告を四半期毎に受けました。

ロ 統合リスク・予算管理会議は、発生したリスクの対応方針を決定のうえ、月次で取締役に報告しました。

ハ リスク管理統括部署であるリスク統括部は、各種リスクの管理上の問題点を総合的に判断し、必要に応じてリスク管理体制の改善・高度化を図っております。

ニ 非常事態対策要綱に定めた各種リスク発生時の対応や事前対策等については、外部環境変化（東日本大震災、火山噴火、テロ、サイバー攻撃等）に応じて継続的に見直しを行っており、各種訓練の実施により、事業継続体制の実効性確保に努めております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会の権限委譲による決定機関として設置する経営執行会議（26回）、統合リスク・予算管理会議（12回）、コンプライアンス会議（12回）等を開催しました。各会議の審議内容については、業務執行報告として取締役会に報告しました。

(4) 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ 当行とグループ会社の代表者で構成するグループ代表者経営連絡会を定例開催（8回）し、当行グループの経営課題の解決を図っております。

ロ グループ会社統括部署である経営企画部は、グループ会社から四半期毎に業務実績の報告を受け、定例的に取締役会に報告しております。

ハ グループ会社は、グループ会社運営規程等に基づいて銀行関連部に必要な協議・報告を行っております。

ニ コンプライアンス部は、アームズ・レングス・ルールの遵守状況について、半期毎にとりまとめてコンプライアンス会議に報告しております。

(5) 内部監査体制

イ 内部監査部門である監査部は、中期内部監査計画および各年度の内部監査計画を策定し、取締役会の承認を得たうえで、本部、グループ会社、営業店等に対して内部監査を実施しております。

ロ 監査結果は、監査報告書として取締役および監査役に報告するとともに、内部監査結果関連報告として四半期毎に取締役会に報告しております。

ハ 内部監査結果のレビューと内部監査にて判明した問題点の改善指導を提言し、関連部の改善策、改善状況、改善時期についてフォローアップすることを目的として、内部監査結果対応委員会を月次で開催しております。

ニ 監査部は、内部監査規程およびグループ会社運営要領に基づき、グループ会社に対して内部監査を実施しており、当期は4社に対して内部監査を実施しました。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

イ 監査役室には複数の専任スタッフを配置し、適正な人員を確保しております。

ロ 当行では、常勤監査役に対して、経営執行会議をはじめとする各種重要会議の開催を案内し、各業務所管部署から各種報告を行っております。

ハ 内部監査部門、コンプライアンス統括部署およびリスク管理統括部署は定例的に監査役との意見交換の場を設けて、内部監査、コンプライアンス、リスク管理の状況を報告しております。

ニ 当行の常勤監査役がグループ会社の非常勤監査役に就任しており、グループ会社各社は、取締役会等において業務執行に関する事項等について報告しております。

ホ グループ会社統括部署である経営企画部は、グループ会社の取締役会議事録の点検を通じて、当行の監査役への報告状況を確認しております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11. その他

該当事項はありません。

第110期末(平成28年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
現 金 預 け	571,780	預 金	9,002,385
現 預 け	84,811	当 座 預 金	397,582
コ ー ー ー ー	486,968	普 通 預 金	4,383,751
買 入 金 口 債 権	369,194	貯 蓄 預 金	62,885
特 定 取 引 債 権	40,285	通 知 預 金	28,463
商 品 有 価 証 券	33,577	定 額 積 蓄 預 金	3,378,009
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	5,419	そ の 他 の 預 金	48,578
特 定 融 派 生 商 品	17	讓 渡 他 性 の 預 金	703,113
そ の 他 の 特 定 取 引 債 権	24,039	コ ー ー ー ー	183,170
金 銭 の 信 託	4,099	売 上 金 預 金	223,394
有 価 証 券	3,200	債 権 借 入 金	28,016
国 債	2,203,985	特 定 融 派 生 商 品	310,984
地 方 債	613,320	借 入 金	23,221
社 債	18,773	外 債	137,143
株 式	178,078	外 債	137,143
そ の 他 の 証 券	351,323	外 債	141
貸 出 金	1,042,490	外 債	1
引 手 形 付 付 越 替	7,663,662	外 債	76
引 手 形 付 付 越 替	25,561	外 債	63
引 手 形 付 付 越 替	172,498	外 債	56,340
引 手 形 付 付 越 替	6,324,969	外 債	3
引 手 形 付 付 越 替	1,140,632	外 債	90,601
外 国 為 替	7,483	外 債	6,911
外 国 為 替	6,008	外 債	5,730
外 国 為 替	346	外 債	2,081
外 国 為 替	1,127	外 債	25
そ の 他 の 資 産	52,659	外 債	13,097
前 払 費 用	147	外 債	21,425
未 収 収 入	8,952	外 債	2,437
先 物 取 引 差 金 勘 定	4	外 債	297
金 融 派 生 商 品	26,698	外 債	38,594
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	20	外 債	18,799
そ の 他 の 資 産	16,835	外 債	39
有 形 固 定 資 産	68,123	外 債	333
建 物	37,105	外 債	1,730
土 地	22,082	外 債	261
建 設 費 用	2,396	外 債	46,288
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	173	外 債	80,017
無 形 固 定 資 産	6,365	外 債	10,202,873
ソ フ ト ウ ェ ア	23,213	負 債 の 部 合 計	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	22,786	(純 資 産 の 部)	
前 払 年 金 費 用	427	資 本	90,845
支 払 承 諾 見 返 金	13,629	資 本 剰 余 金	54,884
貸 倒 引 当 金	80,017	資 本 剰 余 金	54,884
投 資 損 失 引 当 金	△45,770	利 益 剰 余 金	627,302
資 産 の 部 合 計	11,084,988	利 益 剰 余 金	90,845
		利 益 剰 余 金	536,456
		利 益 剰 余 金	3,516
		利 益 剰 余 金	40
		利 益 剰 余 金	473,700
		利 益 剰 余 金	59,200
		利 益 剰 余 金	△54,559
		利 益 剰 余 金	718,472
		利 益 剰 余 金	161,278
		利 益 剰 余 金	1,995
		利 益 剰 余 金	163,274
		利 益 剰 余 金	367
		利 益 剰 余 金	882,114
		利 益 剰 余 金	11,084,988
		利 益 剰 余 金	11,084,988

第110期末（平成28年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	578,327	預 金	8,949,700
コーロローン及び買入手形	369,194	譲 渡 性 預 金	173,270
買 入 金 銭 債 権	40,285	コーロマネー及び売渡手形	223,394
特 定 取 引 資 産	33,799	売 現 先 勘 定	48,416
金 銭 の 信 託	3,200	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	310,984
有 価 証 券	2,181,076	特 定 取 引 負 債	23,219
貸 出 金	7,643,361	借 用 金	154,904
外 国 為 替	7,608	外 国 為 替	140
リース債権及びリース投資資産	56,333	新 株 予 約 権 付 社 債	56,340
そ の 他 資 産	74,555	信 託 勘 定 借	3
有 形 固 定 資 産	71,994	そ の 他 負 債	115,021
建 物	37,192	退 職 給 付 に 係 る 負 債	21,676
土 地	22,082	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	238
リ ー ス 資 産	1	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	333
建 設 仮 勘 定	173	偶 発 損 失 引 当 金	1,730
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	12,544	ポ イ ン ト 引 当 金	305
無 形 固 定 資 産	23,318	特 別 法 上 の 引 当 金	11
ソ フ ト ウ ェ ア	22,866	繰 延 税 金 負 債	45,390
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	451	支 払 承 諾	69,806
退 職 給 付 に 係 る 資 産	11,011	負 債 の 部 合 計	10,194,888
繰 延 税 金 資 産	1,985	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	69,806	資 本 金	90,845
貸 倒 引 当 金	△48,556	資 本 剰 余 金	54,884
投 資 損 失 引 当 金	△54	利 益 剰 余 金	668,039
資 産 の 部 合 計	11,117,249	自 己 株 式	△54,559
		株 主 資 本 合 計	759,209
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	162,340
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,187
		為 替 換 算 調 整 勘 定	152
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△2,990
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	161,690
		新 株 予 約 権	367
		非 支 配 株 主 持 分	1,092
		純 資 産 の 部 合 計	922,360
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,117,249

第110期 (平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	223,613
貸出証券利息及び買入手形利息	125,089
有価証券の他の受入利息	92,939
預その他の受入利息	28,372
信託取引等	1,599
役特その他の業務の他の経常収益	1,603
償その他の業務の他の経常収益	574
経常費用	1
経常費用	58,668
経常費用	3,282
経常費用	23,631
経常費用	12,940
経常費用	26
経常費用	12,913
経常費用	150,843
預渡金性預金及び売渡手形利息	10,611
預渡金性預金及び売渡手形利息	5,537
預渡金性預金及び売渡手形利息	736
預渡金性預金及び売渡手形利息	751
預渡金性預金及び売渡手形利息	△4
預渡金性預金及び売渡手形利息	1,051
預渡金性預金及び売渡手形利息	555
預渡金性預金及び売渡手形利息	24
預渡金性預金及び売渡手形利息	1,959
預渡金性預金及び売渡手形利息	29,312
預渡金性預金及び売渡手形利息	10,948
預渡金性預金及び売渡手形利息	88,691
預渡金性預金及び売渡手形利息	11,279
預渡金性預金及び売渡手形利息	2,620
預渡金性預金及び売渡手形利息	8,658
経常費用	72,769
固定資産処分損	99
固定資産処分損	208
固定資産処分損	13
経常費用	72,647
法人税、住民税等	22,798
法人税、住民税等	1,895
経常費用	24,694
当期純利益	47,953
当期純利益	43
当期純利益	47,909

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 静岡銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 知 充[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大須賀 壮 人[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社静岡銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 静岡銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津知充[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大須賀壮人[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社静岡銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社静岡銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、コンプライアンス部門及びリスク統括部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当銀行の監査役がその非常勤監査役を兼務する子会社にあつては取締役会その他重要な会議に出席するほか、その他の子会社を含めて取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告にかかる内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は子会社に関する職務を含め認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月6日

株式会社静岡銀行 監査役会
常勤監査役 齊 藤 宏 樹 ㊟
常勤監査役 大 越 裕 ㊟
監 査 役 石 橋 三 洋 ㊟
監 査 役 上 月 和 夫 ㊟
監 査 役 山 下 善 弘 ㊟

(注) 監査役石橋三洋、監査役上月和夫及び監査役山下善弘は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆さまへ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

1. 事業年度末の剰余金の配当に関する事項

当事業年度末の剰余金の配当につきましては、業績など諸環境を考慮のうえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金10円

総額 6,138,000,840円

なお、中間配当金として1株につき10円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月20日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

特別積立金	30,000,000,000円
-------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	30,000,000,000円
---------	-----------------

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	再任 <small>なかにし かつ のり</small> 中 西 勝 則	取締役頭取
2	再任 <small>なかむら あき ひろ</small> 中 村 彰 宏	取締役専務執行役員
3	再任 <small>ひとすぎ いつ ろう</small> 一 杉 逸 朗	取締役専務執行役員
4	再任 <small>ながさわ よし ひろ</small> 長 沢 芳 裕	取締役常務執行役員
5	再任 <small>すぎもと ひろ とし</small> 杉 本 浩 利	取締役常務執行役員
6	再任 <small>しばた ひさし</small> 柴 田 久	取締役常務執行役員
7	再任 <small>やぎ みのる</small> 八 木 稔	取締役常務執行役員
8	再任 <small>ごとう まさ ひろ</small> 後 藤 正 博	取締役
9	再任 <small>ふじさわ く み</small> 藤 沢 久 美 <small>社外取締役候補者</small>	社外取締役
10	再任 <small>かとう かず やす</small> 加 藤 壹 康 <small>社外取締役候補者</small>	社外取締役

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
1	<p>なかにし かつ のり 中西勝則 (昭和28年6月15日生)</p>	<p>昭和51年4月 当行入行 平成10年12月 人事部副部長兼人事課長 平成11年4月 理事人事部長 平成11年6月 理事経営管理部長 平成13年6月 取締役執行役員経営企画部長 平成15年6月 取締役常務執行役員 平成17年4月 取締役常務執行役員 企画・管理 担当経営統括副本部長 平成17年6月 取締役頭取（現任）</p>	55,300株
	<p>【取締役候補者とした理由】 中西勝則氏は、経営管理部長、経営企画部長等を歴任し、銀行経営に必要な経験と幅広い知見を有しております。また、平成17年6月から頭取を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
2	<p style="text-align: center;">なか むら あき ひろ 中 村 彰 宏 (昭和30年5月21日生)</p>	<p>昭和54年4月 当行入行 平成9年5月 豊田支店長 平成11年6月 ロスアンゼルス支店長 平成13年10月 銀座支店長 平成15年6月 経営企画部長 平成16年6月 理事経営企画部長 平成17年6月 執行役員経営企画部長 平成19年6月 執行役員東京支店長 平成21年6月 取締役常務執行役員 経営管理・ コンプライアンス担当経営統括副 本部長 平成22年6月 取締役常務執行役員 経営企画・ 経営管理担当経営統括副本部長 平成24年6月 取締役専務執行役員 経営統括本 部長 平成26年6月 取締役専務執行役員 営業本部長 首都圏営業本部担当 首都圏カン パニー長、資金証券部、国際営業 部、首都圏カンパニー 担当（現 任）</p>	30,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 中村彰宏氏は、経営企画部長、東京支店長等を歴任し、銀行経営に必要な経験と幅広い知見を有しております。また、平成21年6月から取締役を、平成26年6月からは代表取締役を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
3	ひとすぎ いてつ ろう 一杉逸朗 (昭和31年6月15日生)	昭和55年4月 当行入行 平成8年12月 人事部調査役 平成11年6月 経営管理部人事開発グループ長 平成13年12月 新宿支店長 平成15年6月 銀座支店長 平成17年2月 掛川支店長 平成17年6月 理事掛川支店長 平成19年4月 理事経営企画部担当部長 平成19年6月 理事経営企画部長 平成20年6月 執行役員経営企画部長 平成21年6月 常務執行役員首都圏カンパニー長 兼東京支店長 平成22年6月 常務執行役員 証券国際担当営業 副本部長、首都圏カンパニー長兼 東京支店長 平成24年6月 取締役常務執行役員 支店営業担 当営業副本部長 平成25年4月 取締役常務執行役員 営業担当営 業副本部長 平成26年6月 取締役専務執行役員 営業・業務 担当営業副本部長 平成27年6月 取締役専務執行役員 業務監督委 員会委員長 監査部 担当(現 任)	12,050株
<p>【取締役候補者とした理由】 一杉逸朗氏は、経営企画部長、首都圏カンパニー長兼東京支店長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、平成24年6月から取締役を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
4	<p style="text-align: center;">なが さわ よし ひろ 長 沢 芳 裕 (昭和31年11月30日生)</p>	<p>昭和55年 4 月 当行入行 平成 8 年12月 富士中央支店推進役 平成 9 年12月 しずはた支店長 平成11年 6 月 審査部調査グループ長 平成14年 6 月 本店営業部副部長 平成16年 6 月 三島支店長 平成17年 6 月 理事三島支店長 平成19年 1 月 理事審査部長 平成22年 4 月 執行役員審査部長 平成23年 6 月 執行役員本店営業部長 平成25年 6 月 取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長 平成26年 6 月 取締役常務執行役員 リスク管理・コンプライアンス担当経営統括副本部長 平成27年 6 月 取締役常務執行役員 経営統括本部長 リスク統括部、コンプライアンス部 担当 (現任)</p>	11,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 長沢芳裕氏は、審査部長、本店営業部長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、平成25年6月から取締役を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
5	すぎもとひろとし 杉本浩利 (昭和32年6月27日生)	昭和55年4月 当行入行 平成9年4月 営業推進部支店担当推進役 平成10年12月 名古屋鳴子支店長 平成11年10月 西部カンパニー推進役 平成11年11月 伝馬町支店長 平成14年4月 富士中央支店副支店長 平成15年6月 藤沢支店長 平成17年4月 西部カンパニー営業推進担当部長 平成18年6月 山下支店長 平成20年6月 浜松中央支店長 平成21年6月 支店サポート部長 平成22年1月 理事支店サポート部長 平成22年4月 執行役員浜松営業部長 平成25年6月 常務執行役員西部カンパニー長 平成27年6月 取締役常務執行役員 営業・業務 担当営業副本部長 支店サポート 部、法人部、個人部、東部・中 部・西部カンパニー、事務サポ ート部、業務部 担当 (現任)	6,000株
【取締役候補者とした理由】 杉本浩利氏は、浜松営業部長、西部カンパニー長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、平成27年6月から取締役を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
6	しば た ひさし 柴 田 久 (昭和38年11月18日生)	昭和61年4月 当行入行 平成15年1月 本店営業部課長 平成16年6月 社団法人全国地方銀行協会出向ビ ジネスプロフェッショナル兼経営 企画部東京事務所ビジネスプロフ ェッショナル 平成17年6月 経営企画部企画グループ長 平成21年6月 理事経営企画部長 平成23年4月 理事呉服町支店長 平成23年6月 執行役員呉服町支店長 平成24年6月 常務執行役員 証券国際担当営業 副本部長、首都圏カンパニー長兼 東京支店長 平成25年4月 常務執行役員 首都圏営業本部担 当営業副本部長、首都圏カンパニ ー長兼東京支店長 平成25年10月 常務執行役員 首都圏営業本部担 当営業副本部長、首都圏カンパニ ー長兼東京営業部長 平成26年6月 取締役常務執行役員 審査担当営 業副本部長 審査部、企業サポー ト部 担当 (現任)	9,000株
【取締役候補者とした理由】 柴田久氏は、呉服町支店長、首都圏カンパニー長兼東京営業部長等を歴 任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。ま た、平成26年6月から取締役に務め、経営の重要事項の決定および業務 執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取 締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
7	<p style="text-align: center;">やぎ　　みのる 八木　　稔 (昭和38年5月7日生)</p>	<p>昭和62年4月 当行入行 平成15年6月 静銀経営コンサルティング株式会社 出向ビジネスプロフェッショナル 平成16年6月 経営管理部人事開発グループ長 平成20年6月 新通支店長 平成22年1月 焼津支店長 平成23年4月 理事経営企画部長 平成24年6月 執行役員経営企画部長 平成26年6月 取締役常務執行役員 経営企画・ 経営管理担当経営統括副本部長 経営企画部、経営管理部 担当 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 八木稔氏は、焼津支店長、経営企画部長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、平成26年6月から取締役を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	9,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当行 の株式の数
8	<p style="text-align: center;">ご と う ま さ ひ ろ 後 藤 正 博 (昭和27年7月7日生)</p>	<p>昭和51年 4 月 当行入行 平成12年 6 月 理事熱海支店長 平成12年12月 理事富士中央支店長 平成14年11月 執行役員沼津支店長 平成15年 6 月 常務執行役員東部カンパニー長 平成17年 6 月 常務執行役員中部カンパニー長 平成19年 4 月 常務執行役員 支店営業担当営業 副本部長 平成19年 6 月 取締役常務執行役員 事務担当営 業副本部長 平成20年 6 月 取締役常務執行役員 支店営業担 当営業副本部長 平成22年 6 月 取締役専務執行役員 営業本部長 平成24年 6 月 取締役副頭取 営業本部長 組織 横断的課題特命担当 平成26年 6 月 取締役副頭取 経営統括本部長 組織横断的課題特命担当 平成27年 6 月 取締役 業務監督委員会委員 (現 任) 静銀ビジネスクリエイト株式会社 代表取締役会長 (現任) 静銀総合サービス株式会社代表取 締役会長 (現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 静銀ビジネスクリエイト株式会社代表取締役会長 静銀総合サービス株式会社代表取締役会長</p>	55,508株
<p>【取締役候補者とした理由】 後藤正博氏は、当行の副頭取、グループ会社の代表取締役会長等を歴任 しております。これらの豊富な経験・見識に基づき、助言・提言を行い、 経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果 たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
9	<p>ふじ さわ く み 藤 沢 久 美 (昭和42年3月15日生)</p>	<p>平成7年4月 株式会社アイフィス設立 同社代表取締役(平成11年7月退任) 平成16年11月 株式会社ソフィアバンク取締役 平成17年4月 法政大学大学院客員教授(平成27年3月退任) 一般社団法人投資信託協会理事(現任) 平成18年6月 トレンダーズ株式会社監査役(平成22年6月退任) 平成18年7月 シンメトリー・ジャパン株式会社取締役(平成27年3月退任) 平成23年6月 日本証券業協会公益理事(現任) 平成24年2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構取締役(現任) 平成25年6月 当行取締役 業務監督委員会委員(現任) ミュージックセキュリティーズ株式会社監査役(平成27年6月退任) 平成25年8月 株式会社ソフィアバンク代表取締役(現任) 平成26年6月 豊田通商株式会社取締役(現任) 株式会社サイネックス取締役(現任) 平成26年7月 株式会社お金のデザイン取締役(現任) 平成28年5月 株式会社クリーク・アンド・リバー社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社ソフィアバンク代表取締役</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 藤沢久美氏は、日本初の投資信託評価会社を起業し、代表取締役を務めたほか、株式会社ソフィアバンクの設立に参画して現在その代表取締役を務め、また、金融庁金融審議会委員をはじめ公職も歴任しております。これらの豊富な経験・見識に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。</p> <p>【独立性に関する事項】 株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)が定める独立役員としての独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
10	かとう かず やす 加藤 壹 康 (昭和19年11月24日生)	昭和43年 4月 キリンビール株式会社入社 平成12年 3月 同社取締役 平成15年 3月 同社常務執行役員 平成16年 4月 同社常務取締役兼常務執行役員 平成18年 3月 同社代表取締役社長 平成19年 7月 キリンホールディングス株式会社 代表取締役社長 平成22年 3月 同社取締役会長 平成24年 3月 同社相談役 平成27年 3月 同社特別顧問 (現任) 平成27年 6月 当行取締役 業務監督委員会委員 (現任)	1,000株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】 加藤壹康氏は、キリンホールディングス株式会社の代表取締役を務め、企業経営者としての豊富な経験・見識を有しており、これらに基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。</p> <p>【独立性に関する事項】 取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。</p>		

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤沢久美氏および加藤壹康氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。当行は藤沢久美氏および加藤壹康氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下「責任限定契約」といいます。）を締結しており、再任された後は、当該契約を継続する予定であります。責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。
5. 社外取締役候補者の藤沢久美氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は角田久美氏であります。

<ご参考>

当行が定める独立役員の指定基準につきましては、事業報告中の3. (2)「社外役員の主な活動状況」の欄外に記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役大越裕氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
その候補者は次のとおりであります。

監 査 役 候 補 者

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当行 の株式の数
おお こし ゆたか 大 越 裕 (昭和29年8月19日生)	昭和53年4月 当行入行 平成6年11月 総合企画部調査役 平成11年6月 経営企画部企画グループ長 平成15年6月 新宿支店長 平成17年6月 豊橋支店長 平成19年6月 理事リスク統括部長 平成24年6月 常勤監査役(現任)	9,000株
【監査役候補者とした理由】 大越裕氏は、銀行員として長年に亘り業務の執行や企業の財務・会計の分析を遂行しており、これらの経験、知見および専門知識を監査活動に活かしてきていることから、引き続き監査役候補者としたものであります。		

- (注) 1. 監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使は、当行指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月16日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
- (4) 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによつて複数回、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (6) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記1. のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. パソコンを利用する場合

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（S V G A）以上であること。
- (3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降を使用できること。
- (4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- (5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合には Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2. 携帯電話を利用する場合

- (1) 「iモード」、[EZweb]、[Yahoo!ケータイ] のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
- (2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

※ iモードは株式会社 N T T ドコモ、EZwebは K D D I 株式会社、Yahoo!は、米国 Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

以 上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社代理人部 ウェブサポート
【専用ダイヤル】 ☎ 0120-707-743
9:00～21:00受付（土曜・日曜・祝日も含む）

【MEMO】

A series of horizontal dashed lines for writing.

【MEMO】

A series of horizontal dashed lines providing a space for writing a memo.

第110期定時株主総会会場ご案内略図

会場

静岡市清水区草薙北2番1号
静岡銀行研修センター 2階大会議室
電話 (054) 345-5411 (代表)



お車で越しの場合はお客さま用駐車場をご利用ください。国道1号線 草薙の交差点をJR側に曲り、100メートル入った研修センターにございます。

最寄り駅のご案内

東海道本線 草薙駅より徒歩約10分
静岡鉄道(電車) 草薙駅より徒歩約10分
しずてつジャストライン(バス) 草薙東より徒歩約5分

